

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
1	9	図上	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
		図下	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
	77	図	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
		図上	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
	78	図下	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
		図	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
	80	図	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
	107	図上	<u>平成</u>	<u>令和</u>	
図下		<u>平成</u>	<u>令和</u>		

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
2	95	1	horizontal	horizontal
3	108	図		

給与所得の源泉徴収税額表（平成××年1月以降分）

（一） 月額表……所得税別表第二（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙 税 額	
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
	税 額								
以上 未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	3,100
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	3,100
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	3,100
91,000	92,000	280	0	0	0	0	0	0	3,100
92,000	93,000	330	0	0	0	0	0	0	3,200
93,000	94,000	380	0	0	0	0	0	0	3,200
94,000	95,000	430	0	0	0	0	0	0	3,200
95,000	96,000	480	0	0	0	0	0	0	3,300
96,000	97,000	530	0	0	0	0	0	0	3,300
97,000	98,000	580	0	0	0	0	0	0	3,400
98,000	99,000	630	0	0	0	0	0	0	3,400
99,000	101,000	710	0	0	0	0	0	0	3,500
101,000	103,000	810	0	0	0	0	0	0	3,500
103,000	105,000	910	0	0	0	0	0	0	3,600
105,000	107,000	1,010	0	0	0	0	0	0	3,700

給与所得の源泉徴収税額表（令和2年分）

（一） 月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年3月29日財務省告示第97号改正）（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙 税 額	
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
	税 額								
以上 未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	280	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	3,800

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
4	120	側注 9	ずれかを選択できる。	ずれかを選択できる。 <u>また、資本金が100億円を超える法人は、交際費を損金に算入できない。</u>	
5	125	33~34		(削除)	
			<p><u>ただし、自署押印とある箇所は本人が自ら署名することが求められている。</u></p>		
		36	<u>47</u> から転記する。	<u>48</u> から転記する。	

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	127	図		

事業年度等 X/・4・/ X2・3・3/ 法人名 株式会社 ABC

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	8,000,000	(50)の15%又は19%相当額	53 1,200,000	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54	
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	22,782,000	(52)の19%又は23.2%相当額	55 5,285,424	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	6,485,000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58 667,955	
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60	地方の法人申告額の計算	所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70 000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64		中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65		00	欠損金の繰戻しによる還付金額
この申告の当期控除額	66	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74 00	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				

別表一次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等 X/・4・/ X2・3・3/ 法人名 株式会社 ABC

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	8,000,000	(50)の15%又は19%相当額	53 1,200,000	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54	
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	22,782,000	(52)の19%又は23.2%相当額	55 5,285,424	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	6,485,000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58 667,955	
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60	地方の法人申告額の計算	所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70 000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64		中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65		00	欠損金の繰戻しによる還付金額
この申告の当期控除額	66	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74 00	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				

別表一次葉 令二・四・一以後終了事業年度等分

番号	訂正箇所	原	文	訂	正	文	図書の記号・番号	商業345
6	126	図						

令和 年 月 日  
神田 税務署長殿

納税地 東京都千代田区神田須田町 1-1-1  
電話 (03) XXXX-XXXX

法人区分 法人区分  
事業種目 スポーツ用品販売業  
売上金額 50,000,000円

法人名 株式会社 ABC  
代表者 高橋太郎  
住所 東京都杉並区高井戸東 4-9-8

青色申告 一連番号  
整理番号  
事業年度 (至) 年 月 日  
売上金額 50,000,000円  
申告年月日 年 月 日

平成・令和 X1 年 月 日 事業年度分の法人税 確定申告書  
課税事業年度分の地方法人税 確定申告書  
平成・令和 X2 年 月 日 (中間申告の場合 平成・令和 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	30782423	控除 所得税の額 (別表六「(一)5」の①)	17	
法人税額 (53)+(54)+(55)	2	6485424	外国税額 (別表六「(二)20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六「(六)4」)	3		計 (17)+(18)	19	
差引法人税額 (2)-(3)	4	6485424	控除した金額 (13)	20	
控除税額の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額 (別表三「(二)124」)	5		控除しなかった金額 (19)-(20)	21	
土地譲渡利益金額 (別表三「(二)124」)	6	000	土地譲渡税額 (別表三「(二)27」)	22	
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7		同上 (別表三「(二)28」)	23	
課税留保金額 (別表三「(一)4」)	8	000	同上 (別表三「(三)23」)	24	
同上に対する税額 (別表三「(一)8」)	9		所得税等の還付金額 (21)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	6485424	中間納付額 (15)-(14)	26	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (25)+(26)+(27)	27	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	12		計 (25)+(26)+(27)	28	
控除税額 (10)-(11)-(12)	13	6485400	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	29	
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	6485400	この申告書より納付すべき法人税額又は不足する還付請求税額 (65)	30	000
中間申告分の法人税額	15	3050000	欠損金又は災害損失等の当座控除額 (別表七「(4)の計」)	31	
課税標準額 (14)-(15)	16	3435400	課税標準額 (別表七「(1)5」の合計)	32	
所得金額に課税標準額 (16)+(17)+(18)の税率を乗じて算出した法人税額 (9)	33	6485424	この申告による還付金額 (43)-(42)	45	
課税標準額 (33)+(34)	34		この申告書の所得金額に課税標準額 (68)	46	
地方法人税額 (58)	35	6485000	課税標準額 (69)	47	
課税留保金額に課税標準額 (59)	36	667955	地方法人税額 (58)	48	000
所得地方法人税額 (35)+(37)	38	667955	課税留保金額に課税標準額 (59)	49	000
外国税額の控除額 (別表六「(二)50」)	40		所得地方法人税額 (35)+(37)	38	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	41		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 (別表七「(1)5」)	39	5700000
差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	667900	外国税額の控除額 (別表六「(二)50」)	40	
中間申告分の地方法人税額	43	134200	仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	41	
差引所得 (中間申告の場合はその地方法人税額 (別表七「(1)5」の合計) (42)-(43) 場合は、(45)へ記入)	44	533700	差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	667900

還付を受けるようとする金額 134200  
中間申告分の地方法人税額 134200  
差引所得 (中間申告の場合はその地方法人税額 (別表七「(1)5」の合計) (42)-(43) 場合は、(45)へ記入)

税理士 署名押印

令和 年 月 日  
神田 税務署長殿

納税地 東京都千代田区神田須田町 1-1-1  
電話 (03) XXXX-XXXX

法人区分 法人区分  
事業種目 スポーツ用品販売業  
売上金額 50,000,000円

法人名 株式会社 ABC  
代表者 高橋太郎  
住所 東京都杉並区高井戸東 4-9-8

青色申告 一連番号  
整理番号  
事業年度 (至) 年 月 日  
売上金額 50,000,000円  
申告年月日 年 月 日

平成・令和 X1 年 月 日 事業年度分の法人税 確定申告書  
課税事業年度分の地方法人税 確定申告書  
平成・令和 X2 年 月 日 (中間申告の場合 平成・令和 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	30782423	控除 所得税の額 (別表六「(一)5」の①)	17	
法人税額 (53)+(54)+(55)	2	6485424	外国税額 (別表六「(二)20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六「(六)4」)	3		計 (17)+(18)	19	
差引法人税額 (2)-(3)	4	6485424	控除した金額 (13)	20	
控除税額の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額 (別表三「(二)124」)	5		控除しなかった金額 (19)-(20)	21	
土地譲渡利益金額 (別表三「(二)124」)	6	000	土地譲渡税額 (別表三「(二)27」)	22	
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7		同上 (別表三「(二)28」)	23	
課税留保金額 (別表三「(一)4」)	8	000	同上 (別表三「(三)23」)	24	
同上に対する税額 (別表三「(一)8」)	9		所得税等の還付金額 (21)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	6485424	中間納付額 (15)-(14)	26	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (25)+(26)+(27)	27	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	12		計 (25)+(26)+(27)	28	
控除税額 (10)-(11)-(12)	13	6485400	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	29	
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	6485400	この申告書より納付すべき法人税額又は不足する還付請求税額 (65)	30	000
中間申告分の法人税額	15	3050000	欠損金又は災害損失等の当座控除額 (別表七「(4)の計」)	31	
課税標準額 (14)-(15)	16	3435400	課税標準額 (別表七「(1)5」の合計)	32	
所得金額に課税標準額 (16)+(17)+(18)の税率を乗じて算出した法人税額 (9)	33	6485424	この申告による還付金額 (43)-(42)	45	
課税標準額 (33)+(34)	34		この申告書の所得金額に課税標準額 (68)	46	
地方法人税額 (58)	35	6485000	課税標準額 (69)	47	
課税留保金額に課税標準額 (59)	36	667955	地方法人税額 (58)	48	000
所得地方法人税額 (35)+(37)	38	667955	課税留保金額に課税標準額 (59)	49	000
外国税額の控除額 (別表六「(二)50」)	40		所得地方法人税額 (35)+(37)	38	
仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	41		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 (別表七「(1)5」)	39	5700000
差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	667900	外国税額の控除額 (別表六「(二)50」)	40	
中間申告分の地方法人税額	43	134200	仮払法人税額 (別表六「(七)1」)	41	
差引所得 (中間申告の場合はその地方法人税額 (別表七「(1)5」の合計) (42)-(43) 場合は、(45)へ記入)	44	533700	差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	667900

還付を受けるようとする金額 134200  
中間申告分の地方法人税額 134200  
差引所得 (中間申告の場合はその地方法人税額 (別表七「(1)5」の合計) (42)-(43) 場合は、(45)へ記入)

税理士 署名押印

別表一 各事業年度の所得に係る申告書  
平成・令和 X1 年 月 日 以後終了事業年度等分

番号	訂正箇所		原 文
	ページ	行	
8	128	25	47
	129	図	

訂 正 文	
48	

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度 X1.4.1 X2.3.31	法人名 株式会社 ABC
区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	15,243,200	9,543,200	5,700,000
加			
損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)			
損金経理をした道府県民税及 び市町村民税			
損金経理をした納税充当金	14,108,000	14,108,000	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)			その他
減価償却の償却超過額	144,964	144,964	
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	3,553,259		その他 3,553,259
貸倒引当金の繰入限度超過額	675,000	675,000	
退職給付引当金の繰入額	350,000	350,000	
算			
小 計	18,831,223	15,277,964	3,553,259
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業 税等の金額	3,292,000	3,292,000	
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び 過納納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等			※
算			
小 計	3,292,000	3,292,000	外※
仮 計			
(1)+(11)-(21)	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)			その他
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	△		※ △
仮 計			
(22)から(24)までの計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
寄附金の損金不算入額 (別表十四(一)「24」又は「40」)			その他
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他
分配対象外国法人税額(別表六(五)「10」)に 係る損金(別表六(五)「10」)			その他
合 計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
(25)+(27)+(29)+(30)+(31)			
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)			
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額			※
非連結合併又は残余財産の全部分配等による 繰上資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
引 計			
(34)+(35)+(37)+(38)	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「9」)	△		※ △
総 計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
(39)+(40)			
新設床探鉱費又は海外新設床探 鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	△		※ △
所得金額又は欠損金額	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度 X1.4.1 X2.3.31	法人名 株式会社 ABC
区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	15,243,200	9,543,200	5,700,000
加			
損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)			
損金経理をした道府県民税及 び市町村民税			
損金経理をした納税充当金	14,108,000	14,108,000	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)			その他
減価償却の償却超過額	144,964	144,964	
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	3,553,259		その他 3,553,259
貸倒引当金の繰入限度超過額	675,000	675,000	
退職給付引当金の繰入額	350,000	350,000	
算			
小 計	18,831,223	15,277,964	3,553,259
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業 税等の金額	3,292,000	3,292,000	
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び 過納納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等			※
算			
小 計	3,292,000	3,292,000	外※
仮 計			
(1)+(11)-(21)	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)			その他
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	△		※ △
仮 計			
(22)から(24)までの計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
寄附金の損金不算入額 (別表十四(一)「24」又は「40」)			その他
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他
分配対象外国法人税額(別表六(五)「10」)に 係る損金(別表六(五)「10」)			その他
合 計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
(25)+(27)+(29)+(30)+(31)			
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)			
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額			※
非連結合併又は残余財産の全部分配等による 繰上資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
引 計			
(34)+(35)+(37)+(38)	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「9」)	△		※ △
総 計	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259
(39)+(40)			
新設床探鉱費又は海外新設床探 鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	△		※ △
所得金額又は欠損金額	30,782,423	21,529,164	外※ 9,253,259

別表四(簡易様式) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

別表四(簡易様式) 令二・四・一以後終了事業年度分

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
9	135	16	月以内	月以内 <sup>㉓</sup>  (側注追加)  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">③ 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が事業年度終了の日の属する課税期間の末日までに、消費税申告期限延長届出書を提出した場合には、消費税の確定申告期限を 1 か月延長することができる。</div>	
		18	<u>③</u>	<u>④</u>	
		側注 3	<u>③</u>	<u>④</u>	
		21	<u>④</u>	<u>⑤</u>	
		側注 4	<u>④</u>	<u>⑤</u>	
		32	<u>⑤</u>	<u>⑥</u>	
		側注 5	<u>⑤</u>	<u>⑥</u>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
10	236	26	最高 <u>執行</u> 責任者	最高 <u>経営</u> 責任者	